

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案から案への主な修正箇所（新旧対照表）

※軽微な修正については、新旧対照表への記載を省略。

沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）案 新旧対照表		
計画案（2023/03/29時点_第3回審議会提示）	計画素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）	修正理由
<p>（用語の定義）</p> <p>* 「民間支援団体」とは、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実にを行うことができると認められる非営利法人であって、都道府県公安委員会から指定を受けた団体。本県では、「公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」が指定を受けている。）に限らず、犯罪被害者等の支援を行うことを目的として活動している団体（自助グループ等）を含めた民間の団体をいう。</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>* 「犯罪被害者等早期援助団体」：各都道府県において、犯罪被害等の早期軽減や犯罪被害者等の生活の再構築を目的として設立された営利を目的としない法人で、犯罪被害者等支援を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」として指定しており、本県では「公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」が指定を受けている。</p>	委員意見反映
<p>（修正箇所：I－第1章－2 P2）</p> <p>《 SDGs：関連する主なゴール 》</p> 	<p>（修正箇所：I－第1章－2 P1）</p> <p>《 関連する主なゴール 》</p> 	委員意見反映
<p>（修正箇所：I－第1章 P4）</p> <p>《 計画運営イメージ図 》</p> <p>図略</p> <p>1 「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」…沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援計画等について調査審議を行う附属機関。知事の諮問（意見を聴く）に応じて答申（諮問事項について意見</p>	<p>（修正箇所：I－第1章 P2）</p> <p>《 計画運営イメージ図 》</p> <p>図略</p> <p>（新設）</p>	事務局修正

<p>を述べる)し、又は建議(意見を申し出る)することを職務とする。 委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、8人以内で組織する。令和4年11月に設置し、7名の委員(令和5年2月現在)で構成している。</p> <p>2 「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」…犯罪被害者等基本法及び沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、庁内関係各課相互の情報共有及び連携を図るため、平成20年に設置し、21課(令和5年2月現在)で構成している。</p> <p>3 「沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会」…犯罪被害等のおかれている現状を踏まえ、加盟機関・団体等が相互協力と緊密な連携によって、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的として、平成10年に設置し、24機関・団体(令和5年2月現在)で構成している。</p>		<p>委員意見反映</p> <p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：I－第2章－1 P5)</p> <p>(1) 刑法犯認知件数(総数) 略</p> <p>4 認知件数…警察において発生を認知した事件の数をいう。</p>	<p>(修正箇所：I－第2章－1 P3)</p> <p>(1) 刑法犯認知件数(総数) 略 (新設)</p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：I－第2章－3 P12)</p> <p>(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題 捜査や裁判にあたり、場合によっては、事件について複数回事情を聞かれたりすることがあり、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをすることもあります。</p>	<p>(修正箇所：I－第2章－3 P10)</p> <p>(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題 捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。</p>	<p>関係機関意見反映</p>
<p>(修正箇所：I－第3章－2 P13)</p> <p>条例第3条に掲げる3つの基本理念のもと、犯罪被害者等支援を推進します。</p> <p>○ 個人としての尊厳を重んじ、社会全体で推進(条例第3条第1項)</p>	<p>(修正箇所：I－第3章－2 P11)</p> <p>条例第3条に掲げる基本理念に基づき、支援を推進します。</p>	<p>委員意見反映</p>

<p>犯罪被害者等支援は、<u>全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、</u>県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、<u>社会全体として推進して</u>いかなければならない。</p> <p>○ <u>適切な支援と二次的被害防止の配慮（同条第2項）</u></p> <p>犯罪被害者等支援は、<u>犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して</u>行われなければならない。</p> <p>○ <u>途切れのない支援（同条第3項）</u></p> <p>犯罪被害者等支援は、<u>犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、</u>行われなければならない。</p>	<p>○ 犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が<u>尊重されること</u></p> <p>○ 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下、<u>社会全体で推進すること</u></p> <p>○ 被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて適切な支援を行うこと</p> <p>○ <u>二次的被害が生ずることのないよう十分配慮すること</u></p> <p>○ 必要な支援が途切れることなく提供されること</p>	
<p>（修正箇所：Ⅱ－基本方針1－2 P17）</p> <p>4 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備</p> <p><u>被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。</u></p>	<p>（修正箇所：Ⅱ－基本方針1－2 P14）</p> <p>4 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の<u>検討調整中</u></p>	委員・関係団体意見反映
<p>（修正箇所：Ⅱ－基本方針1－3 P18）</p> <p>9 民間住宅への入居支援</p> <p>犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、<u>同協議会による住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。</u></p>	<p>（修正箇所：Ⅱ－基本方針1－3 P15）</p> <p>9 民間住宅への入居支援</p> <p>犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、<u>住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。</u></p>	委員意見反映

<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針1－4 P19)</p> <p>11 事業主の理解の促進【再掲】</p> <p>犯罪被害者等の雇用の安定や職場における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について、様々な機会・媒体を通じて、情報提供・広報啓発を行います。</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針1－4 P16)</p> <p>11 事業主の理解の促進【再掲】</p> <p>犯罪被害者等の雇用の安定や職場における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について、様々な機会・媒体を通じて、情報提供・広報啓発を行います。</p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針2－1 P20)</p> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となる等、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実直面し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠や抑うつ的な症状等、様々な心身の変調が、被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。特に、精神面への影響は、身体的な負傷の軽重に関係なく、すべての犯罪被害者等に生じている可能性が高いと考えられます。</p> <p>このため、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、個々の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供が必要です。</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針2－1 P17)</p> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となるなど、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実直面し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠やめまいなど、様々な心身の変調が、被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。</p> <p>こうしたことから、心身に受けた影響から回復できるよう、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援や様々な主体が実施している支援サービスにつなげることが必要です。</p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針2－1 P21)</p> <p>18 精神通院医療の公費負担</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療の一部を自立支援医療（精神）で負担します。（沖縄県においては、沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度により自己負担は生じない（訪問看護を除く）。）</p> <p>保健医療部地域保健課</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針2－1 P17)</p> <p>(新設)</p>	<p>委員意見反映</p>

<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針2－2 P23)</p> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、場合によっては、自身が受けた被害について複数回事情を聞かれたりすることがあり、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。</p> <p>また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応がなされれば、二次的被害を受けることがあります。</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針2－2 P19)</p> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について<u>何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。</u></p> <p>また、捜査等の過程で関わる関係機関等から<u>配慮に欠けた対応をされることによって、二次被害を受けることがあります。</u></p>	<p>関係機関意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－1 P25)</p> <p>33 女性相談所等⁵における一時保護体制・対応の充実略</p> <p>5 令和4年5月公布の「<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>」により「<u>婦人（女性）相談所</u>」は「<u>女性相談支援センター</u>」（§9）、「<u>婦人（女性）相談員</u>」は「<u>女性相談支援員</u>」（§11）、「<u>婦人保護施設</u>」は「<u>女性自立支援施設</u>」（§12）となる。（施行は令和6年4月）</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－1 P21)</p> <p>32 女性相談所等における一時保護体制・対応の充実</p> <p>(新設)</p>	<p>事務局修正 (名称等の脚注追加)</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－1 P26)</p> <p>35 警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化</p> <p>再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、<u>刑事施設や保護観察所等の関係機関・団体と連携して、必要に応じて釈放等に関する情報の提供や、非常時の通報要領、自主警戒の方法等の防犯指導を行います。</u>また、必要に応じて緊急通報装置の貸与や自宅等の警戒を行います。</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－1 P21)</p> <p>34 警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化</p> <p>再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、<u>関係機関・団体と連携して、再被害防止に資する情報の提供や、非常時の通報要領、自主警戒の方法等の防犯指導を行います。</u>また、必要に応じて緊急通報装置の貸与や自宅等の警戒を行います。</p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－2 P27)</p> <p>40 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】</p> <p>二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、<u>関係機関等相互の連携協力を推進するた</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－2 P23)</p> <p>39 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】</p> <p>二次的被害の防止や<u>個人情報の適切な取扱</u>を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると<u>共に、必要なサポート体制</u></p>	<p>事務局修正 (市町村職員等も対象のため)</p>

<p>め、<u>県・市町村職員等を対象とした研修を実施します。</u></p>	<p><u>を構築するため、各部局等関係職員に対し、研修を実施します。</u></p>	
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－2 P27)</p> <p>41 インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等【再掲】 <u>二次的被害の軽減のため、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等の被害に関して、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口や対応方法等の紹介を行うとともに、県ウェブサイト等において周知します。</u> <u>子ども生活福祉部消費・暮らし安全課</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針3－2 P23)</p> <p>(新設)</p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針4－1 P29)</p> <p>47 DV防止に向けた意識啓発 地域におけるDV問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、<u>中・高校生を対象とした啓発講座等</u>を行い、DV防止のための広報啓発を図ります。</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針4－1 P24)</p> <p>45 DV防止に向けた意識啓発 地域におけるDV問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、<u>高校生を対象とした啓発講座等</u>を行い、DV防止のための広報啓発を図ります。</p>	<p>事務局修正 (中学生も対象のため)</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針5－1 P30)</p> <p>51 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】 二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱いを含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、<u>関係機関等相互の連携協力を推進するため、庁内関係部局職員等を対象とした研修を実施します。</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針5－1 P26)</p> <p>49 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】 二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱いを含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、<u>必要なサポート体制を構築するため、各部局等関係職員に対し、研修を実施します。</u></p>	<p>事務局修正 (文言・表現の整理)</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針5－2 P32)</p> <p>60 民間支援団体における人材の確保・育成 ○ <u>支援活動員を目指す人材の確保及び育成に向けて、犯罪被害者等支援活動の意義を広め、犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るため、県民を対象とした支援活動員養成講座を開催します。</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針5－2 P28)</p> <p>58 民間支援団体における人材の確保・育成 ○ <u>県民を対象として、犯罪被害者等が置かれた状況や支援の意義について理解を深める初級養成講座を開催し、支援活動員を目指す県民の発掘と育成・支援を行います。</u></p>	<p>事務局修正 (文言・表現の整理)</p>

<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－1 P33)</p> <p>62 沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの配置</p> <p>犯罪被害者等支援に関する経験と知識を有する「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」を「<u>沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口</u>」（以下「<u>県総合的対応窓口</u>」という。）に配置し、県・市町村の<u>犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口</u>の強化や支援主体間の連携強化を図ります。</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－1 P29)</p> <p>60 沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの設置</p> <p>犯罪被害者等支援に関する経験と知識を有する「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」を配置し、県・市町村の総合窓口の強化や支援主体間の連携強化を図ります。</p>	<p>事務局修正</p> <p>(R4年度に設置済みのため)</p>												
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－1 P34)</p> <p>66 関係機関・団体との連携の推進</p> <p>県警察では、犯罪被害者等の実情に応じて関係機関・団体と<u>連携</u>します。</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－1 P29)</p> <p>63 関係機関・団体との連携の推進</p> <p>被害者支援連絡協議会等における関係機関・団体との<u>連携</u>を推進します。</p>	<p>委員意見反映</p>												
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－1 P34)</p> <p>《支援体制イメージ図》</p> <p>図略</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－1 P29)</p> <p>(新設)</p>	<p>事務局修正</p> <p>(参考資料図として追加)</p>												
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P35)</p> <p>《連携の流れイメージ図》</p> <p>図略</p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P30)</p> <p>(新設)</p>	<p>事務局修正</p> <p>(参考資料図として追加)</p>												
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P36)</p> <p>68 県における犯罪被害者等に関する相談体制</p> <p>○主な相談窓口</p> <table border="1" data-bbox="129 1169 920 1433"> <tr> <td>女性 男性 LGBTQ</td> <td>ていする相談室</td> <td>様々な悩みや問題に関する相談対応、情報提供・関係機関紹介</td> <td>子ども生活福祉部 女性力・平和推進課</td> </tr> <tr> <td>児童 虐待</td> <td>児童相談所虐待対応 ダイヤル（児童相談所）</td> <td>児童虐待に関する相談対応</td> <td>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</td> </tr> <tr> <td>障害者 虐待</td> <td>障害者虐待防止センター</td> <td>養護者や施設従事者からの虐待通報対応</td> <td>運営主体：市町村 （県関係所管・子ども生活福祉部障害福祉課）</td> </tr> </table>	女性 男性 LGBTQ	ていする相談室	様々な悩みや問題に関する相談対応、情報提供・関係機関紹介	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	児童 虐待	児童相談所虐待対応 ダイヤル（児童相談所）	児童虐待に関する相談対応	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	障害者 虐待	障害者虐待防止センター	養護者や施設従事者からの虐待通報対応	運営主体：市町村 （県関係所管・子ども生活福祉部障害福祉課）	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P30)</p> <p>66 県における犯罪被害者等に関する相談体制</p> <p>○主な相談窓口</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>委員意見反映</p> <p>事務局修正</p> <p>委員意見反映</p>
女性 男性 LGBTQ	ていする相談室	様々な悩みや問題に関する相談対応、情報提供・関係機関紹介	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課											
児童 虐待	児童相談所虐待対応 ダイヤル（児童相談所）	児童虐待に関する相談対応	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課											
障害者 虐待	障害者虐待防止センター	養護者や施設従事者からの虐待通報対応	運営主体：市町村 （県関係所管・子ども生活福祉部障害福祉課）											

<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P37)</p> <p>71 インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等【再掲】 <u>二次的被害の軽減のため、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等の被害に関して、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口や対応方法等の紹介を行うとともに、県ウェブサイト等において周知します。</u> <u>子ども生活福祉部消費・暮らし安全課</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P31)</p> <p>(新設)</p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P37)</p> <p>73 海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集 <u>海外における県出身者の犯罪被害者等について、外務省や現地県人会等への情報収集を行い、迅速に必要な支援に繋げることができるよう、県総合的対応窓口など関係機関等と情報共有します。</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－2 P31)</p> <p>70 海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集 <u>海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集を行います。</u></p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－3 P39)</p> <p>77 市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進 <u>市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実及び連携協力に向けて、市町村会議の開催等を通じた犯罪被害者等支援に関する施策の情報共有・連絡調整を行います。</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－3 P32)</p> <p>74 市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進 <u>市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実に向けて、総合的対応窓口等における好事例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等の積極的な情報提供、連携・協力を図ります。</u></p>	<p>委員意見反映</p>
<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－3 P39)</p> <p>78 犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施【再掲】 <u>二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、関係機関等相互の連携協力を促進するため、市町村職員及び当地域の関係機関・団体職員等を対象とした「市町村出前講座」を実施します。</u></p>	<p>(修正箇所：Ⅱ－基本方針6－3 P32)</p> <p>75 犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施【再掲】 <u>市町村職員及び当地域の関係機関・団体職員等を対象に、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、「市町村出前講座」を実施します。</u></p>	<p>事務局修正 (文言・表現の整理)</p>